

事業譲受けにつき通知公告

平成20年8月9日

株主各位

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長 白石 徳生

当社は平成20年7月25日(金曜日)開催の取締役会において、平成20年9月1日(月曜日)を効力発生日として、株式会社スピークライン(本店所在地：東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号)の事業の全部を譲り受けることを決議いたしましたので公告いたします。なお、当社は会社法第468条第2項に基づき、株主総会の承認を得ずに事業の全部の譲受けをすることを決定しております。

(ご注意)

1. 会社法第468条第3項の規定に基づき、この事業の全部の譲受けに反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
2. 会社法第469条第5項の規定に基づき、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。